

入 札 説 明 書

- ① 軽油（その１）
- ② 軽油（その２）
- ③ 軽油（その３）
- ④ 軽油（その４）

一般競争入札の実施（令和 7 年 1 0 月 1 日公告）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

（1）購入等件名及び数量

ア 軽油（その 1）	予定数量	4 0 0 キロリットル
イ 軽油（その 2）	予定数量	9 1 0 キロリットル
ウ 軽油（その 3）	予定数量	7 7 0 キロリットル
エ 軽油（その 4）	予定数量	3 3 0 キロリットル

（2）購入物品の特質等

J I S 軽油使用ガイドライン（J I S ・ K 2 2 0 4、近畿地域）に沿った J I S 規格以上のもので、硫黄分が 1 0 p p m 以下であること。ただし、軽油（その 2）については、B 5 の精製に適した軽油を納品すること。

（3）履行期間

令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで

（4）納入場所

京都市交通局自動車部管理課の指定する場所（詳細は、別添仕様書による。）

2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たした者で、競争入札参加資格確認において、その資格があると認められた者

（1）一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）

の前日において京都市交通局契約規程（以下「規程」という。）第 4 条第 1 項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日の前日までに令和 6 年 8 月 2 6 日付け公告に定める物品の資格の申請を行っている者

（2）申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第 2 9 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。

（3）本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

（4）軽油引取税を滞納していない者

（5）本件入札公告に示した購入物品について、确实かつ十分に納入すること。

3 競争入札参加資格確認の手続

（1）提出書類等

入札に参加しようとする者は、次に掲げる確認申請書等を提出し、審査を受けなければならない。

なお、確認申請書等に関し、説明及び補足資料等を求められた場合は、その求め

に应じなければならない。また期間内に確認申請書等を提出しない者及び提出者であっても競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

イ 供給証明書（通常時・災害時）（様式２）

災害時の油槽所基地は、災害時の供給確保の目的から、通常時の油槽所基地と異なる所在地にある基地を確保すること（同一市町村は不可）。

なお、通常時と災害時の保証者が異なる場合は、それぞれ供給証明書を提出すること。

ウ 申請日直近の購入物品の規格を証明する書類（試験成績分析表）（様式任意）

試験成績分析表については、少なくとも引火点、蒸留性状 90%留出温度、流動点、セタン指数、動粘度（30℃）、硫黄分質量の各項目が記載されているものとし、様式２により供給を証明した元売り業者が発行したものとする。

エ 誓約書（様式３）

オ 返信用封筒（角 2（240mm×332mm））

表に返信先を記載し、簡易書留料金分を加えた料金分の切手（530円以上）を貼付すること。

なお、本件入札公告に係る複数の入札に参加しようとする者は、確認申請書等をそれぞれに提出すること。ただし、「ウ 試験成績分析表」及び「オ 返信用封筒」については、１部の提出のみで可とする。

（２）確認申請書等の交付方法

本件入札公告の日から令和 7 年 10 月 17 日まで、下記アのウェブページに掲載するとともに、下記イの場所においても、無償で交付する。ただし、下記イの場所における無償交付時間は、京都市の休日定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）とする。

ア 京都市交通局の契約に関する情報のウェブページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>

イ 〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町 12 番地 サンサ右京 5 階

京都市交通局企画総務部企画総務課契約担当

電話 075-863-5095 FAX 075-863-5099

（３）確認申請書等の提出期間及び提出場所

ア 提出期間

本件入札公告の日から令和 7 年 10 月 17 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

イ 提出場所

3（２）イの場所へ提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とすること。

（４）競争入札参加資格確認通知

確認申請書等の受領後、競争入札参加資格の確認を行い、その結果は令和7年10月24日以降に、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

また、入札参加資格があると認めた者（以下「入札者」という。）には、補足資料の提出を求める場合がある。

（５）競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により、競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は令和7年10月31日までに3（２）イの場所へ提出しなければならない。

イ 管理者は、アによる説明を求められたときは、令和7年11月10日以降に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

（６）競争入札参加資格確認の取消し

管理者は、競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号の一に該当することとなったときは、3（４）による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 落札決定の日時までに、規程第2条の規定により公告し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき

イ 参加資格の確認後、落札決定の日までの期間に、参加停止を受けたとき

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき

（７）公告及び入札説明書等に対する質問及び回答期限

ア 公告及び入札説明書等に対して質問しようとする者は、「入札説明書等に対する質問書」（別紙エクセル様式）を電子メール（メールアドレス kotsu-zaimu@city.kyoto.lg.jp）により令和7年10月17日午後5時までに提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り、3（２）イの場所への持参、郵送又はFAXでの質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、申請書その他入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない（持参による場合の受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

イ 管理者は、アによる質問を受けたときは、令和7年10月24日以降に、質問に対する回答書を3（２）アのウェブページに掲載するとともに、3（２）イの場所において閲覧に供する。

4 入札書の交付

入札者には、3（４）の通知に際し、入札書を同封して送付する。

5 競争入札執行の日時及び場所

（１）令和7年11月14日 午前10時30分

- (2) 令和7年11月14日 午前10時45分
- (3) 令和7年11月14日 午前11時
- (4) 令和7年11月14日 午前11時15分

京都市交通局入札室

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和7年11月13日午後5時までに3(2)イの場所に必着させること。

6 入札及び開札方法

- (1) 入札者は、原則として入札執行日時に入札執行場所に出席して入札を行わなければならない。

入札書は、4により送付した入札書を使用し、持参する場合は入札しようとする1(1)の件名ごとにそれぞれ別の封筒に入れ、表面に「令和7年11月14日開札 軽油(その1、その2、その3又はその4)の入札書」と記載し、裏面に入札者の住所、商号及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、届出済みの受任者(以下「受任者」という。))がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名)を記載したうえ、封印をすること。

入札書を郵送する場合は二重封筒とし、入札書を入れて封印した内封筒には、前述の入札書を持参する場合と同様に、それぞれ別の封筒の表面及び裏面に必要事項を記載し、外封筒には「令和7年11月14日開札 軽油(その1、その2、その3又はその4)の入札書在中」と記載したうえ、封印をすること。

- (2) 入札書の各欄には、漏れなく必要事項を記入すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 代表者又は受任者以外の者(以下「代理人」という。)が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者又は受任者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は必要としない。
- (5) 入札者は、購入物品の本体価格のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もること。
- (6) 1(1)の購入等件名ごとにそれぞれ入札に付するものとし、入札書に記入する金額は1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額を控除した額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税額を控除した額の110分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。ただし、軽油引取税額は本件入札公告日現在の税率を適用すること。

- (7) 開札は、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち会わせることとする。
- (8) 入札室へ入室することができる入札者又はその代理人は、1業者につき1名までとする。

- (9) 入札者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類(一般競争入札参加資格確認通知書の写し)及び身分証明書又は6(4)に掲げる委任状を提示しなければならない。
- (10) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札室に立ち入ることができない。
- (11) 入札者又はその代理人は、入札執行職員が特にやむを得ないと認めた場合のほか、入札室を退出することができない。
- (12) 再度の入札は、原則として1回に限り行う。入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、再度の入札を辞退したものとみなす。

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、くじ引きにより決定する。
- (3) 7(2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。

8 入札保証金及び契約保証金 免除

9 入札の無効

- (1) 入札に参加する者に必要な資格がない者が入札をしたとき
- (2) 入札者又はその代理人が2通以上の入札をしたとき
- (3) 入札書に入札者の住所(法人にあっては、事務所の所在地)、商号又は名称及び氏名の記載がないとき
- (4) 入札書の押印が、朱肉による使用印鑑届の印鑑(6(4)により代理人が入札する場合は、提出のあった委任状に押印された代理人の印鑑)によるものでないとき
- (5) 入札書の金額の記載に訂正があるとき又は漏れているとき
- (6) 前3号の規定のほか、入札書に記入すべき事項が記載されていないとき
- (7) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき
- (8) 入札者が協定して入札をしたとき、その他入札に際し不正の行為があったとき
- (9) その1、その2及びその3を落札した者が、その4に入札をしたとき
- (10) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が入札を行ったとき
- (11) その他入札に関する条件に違反したとき

10 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) 前2号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

11 一連の調達契約に関する事項

今後、調達が予想される入札公告の予定時期及び予定数量

- (1) 予定時期 令和7年11月下旬
- (2) 予定数量 2,300キロリットル

12 契約書の作成

契約書は2通作成し、本市及び契約者がそれぞれ各1通を保有する。

13 入札及び契約に関する問合せ先

3(2)イに同じ。

14 検査

仕様書のとおり

15 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3か月の競争入札参加停止措置を行うとともに、当該入札金額に予定数量を乗じた金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 軽油引取税の税率の変更があった場合は、変更後の税率に基づき契約金額を変更する。